

沖縄県アレルギー疾患対策推進計画

沖縄県
令和8年3月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 対象とするアレルギー疾患	
4 計画の期間	
第2章 アレルギー疾患対策の施策体系	2
第3章 アレルギー疾患をめぐる現状と課題	3
1 沖縄県におけるアレルギー疾患患者状況	
2 沖縄県のアレルギー診療を行う医療機関等の現状	
3 アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題	
第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開	12
施策の柱Ⅰ アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減	12
施策1： アレルギー疾患に関する適切な情報の提供	
施策2： 大気環境の情報提供	
施策3： 受動喫煙の防止	
施策4： アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策	
施策の柱Ⅱ アレルギー疾患医療の均てん化の促進	14
施策5： 医療提供体制の整備	
施策6： 医療機関等に関する情報の提供	
施策7： 専門的な知識及び技能を有する医師等医療従事者の育成	
施策の柱Ⅲ 患者やその家族の生活の質の維持向上	15
施策8： アレルギー疾患に関する相談等に携わる支援者の育成	
施策9： 学校、保育施設等におけるアレルギー疾患に対する取組の向上	
施策10： 観光客、在住外国人への食品に関する情報提供	
施策11： 災害への備え	
第5章 計画を推進するための体制	17
1 計画の推進体制	
2 関係機関等との連携や協力	
 ロジックモデル	
参考	

沖縄県アレルギー疾患対策推進計画の概要

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨、2 位置づけ
沖縄県におけるアレルギー疾患対策の取組を総合的に推進していくことを目的にアレルギー疾患対策基本法(以下「法」という) 第13条に基づき策定
- 3 対象とするアレルギー疾患
法第2条に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎等
- 4 計画の期間: 令和8年度から令和12年度までの5年間

第2章 アレルギー疾患対策の施策体系

施策の柱

- I アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減
- II アレルギー疾患医療の均てん化の促進
- III アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

第3章 アレルギー疾患をめぐる現状と課題

- 3 アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題
(1) アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防
 - ・インターネットには情報があふれ、適切な情報選択が困難である。
⇒①適切な情報提供
 - ・正しい知識を入手できる環境を整えていく必要がある。
⇒②生活環境の改善
 - ・アレルギーは食品をはじめ様々な因子が存在する。
⇒②生活環境の改善
 - ・患者を取り巻く生活環境の改善や、患者自身がアレルギー増悪因子を軽減、回避することが必要である。
⇒②生活環境の改善
- (2) アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保
 - ・かかりつけ医に対し、標準的治療に関する情報を常に提供できる環境を整備する必要がある。
⇒①医療提供体制の整備
 - ・拠点病院を中心に重症及び難治性のアレルギー疾患患者への連携した治療が必要である。
⇒②医療機関に関する情報の提供
 - ・医療従事者のアレルギー疾患医療に関する知識と技能の向上を図る必要がある。
⇒③医療従事者の人材育成
- (3) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上
 - ・アレルギー疾患に対応する機会が多い保健師、管理栄養士等の資質向上を図ることが重要である。
⇒①支援する人材の育成
 - ・学校や保育施設等において、アレルギー疾患の正しい理解と、適切な支援の体制づくりが必要である。
⇒②支援するための連携体制づくり
 - ・周囲の関係者がアレルギー疾患の理解を深め、適切に支援していく必要がある。
⇒③周囲の理解促進
 - ・災害時には患者やその家族の家庭での備蓄の備えや、アレルギー疾患に配慮した食料の備蓄等が必要である。
⇒④災害への備え

第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開

施策の柱 I アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減

- 施策1 アレルギー疾患に関する適切な情報の提供
 - ・ホームページによる情報の発信
 - ・拠点病院における相談対応
 - ・患者やその家族、地域住民に対する研修会の開催
 - ・医療機関情報の掲載
- 施策2 大気環境の情報提供
 - ・大気汚染物質の監視測定、情報提供
- 施策3 受動喫煙の防止
 - ・受動喫煙防止に関する普及啓発
- 施策4 アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策
 - ・食品関連事業者等に対する適正な表示制度の普及啓発

施策の柱 II アレルギー疾患医療の均てん化の促進

- 施策5 医療提供体制の整備
 - ・拠点病院を中心とした地域の医療機関との連携強化
- 施策6 医療機関等に関する情報の提供
 - ・医療機関情報の掲載
- 施策7 専門的な知識及び技能を有する医師等医療従事者の育成
 - ・医療従事者の知識や技能の向上に資する研修会の実施

施策の柱 III 患者やその家族の生活の質の維持向上

- 施策8 アレルギー疾患に関する相談等に携わる支援者の育成
 - ・保健師、管理栄養士等への研修会の開催
 - ・国のアレルギー疾患に関する研修、動画の情報を共有
- 施策9 学校、保育施設等におけるアレルギー疾患に対する取組の向上
 - ・アレルギー疾患に係る各種ガイドラインの周知
 - ・特定給食施設への研修会実施、指導、情報提供
 - ・学校、保育施設等の職員に対する研修会の実施
- 施策10 観光客、在住外国人への食品に関する情報提供
 - ・観光客、在住外国人への食品に関する情報提供
- 施策11 災害に備えた体制の整備
 - ・災害用備蓄物資の購入
 - ・災害時に役立つ情報提供及び普及啓発

第5章 計画を推進するための体制

- 1 計画の推進体制
協議会を定期的に開催し、アレルギー疾患対策の施策を検討、協議、評価を行う。
- 2 関係機関等との連携や協力
拠点病院をはじめ、関係団体等との連携・協働を図る。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

アレルギー疾患は国民の約二人に一人が罹患していると言われており、アレルギー疾患の中には急激な症状の悪化を繰り返すものや、重症化により死に至るものがあり、職場、学校等のあらゆる場面で日常生活に多大な影響を及ぼしています。

アレルギー疾患が、国民生活に多大な影響を及ぼしている現状や、生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、平成27年に、「アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号。以下「法」という。)」が施行されました。

さらに平成29年に策定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。)」が令和4年3月に改正され、拠点病院等を中心とした診療連携体制の整備や情報提供など、都道府県が、地域の実情に応じてアレルギー疾患対策を推進することが明記されました。

県では令和4年3月に琉球大学病院をアレルギー疾患医療拠点病院(以下「拠点病院」という。)に指定し、同年、県内のアレルギー疾患対策の推進を図ることを目的としたアレルギー疾患等医療連絡協議会を設置し、関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところです。

今後、拠点病院を中心としてアレルギー疾患の医療連携体制の構築を図るとともに、知識の普及やアレルギー疾患を有する者を支援していくための環境整備を総合的に推進していくため、沖縄県アレルギー疾患対策推進計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第13条に基づき策定する、本県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画です。

3 対象とするアレルギー疾患

本計画におけるアレルギー疾患は、法第2条の規定を踏まえ、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルギーに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものとします。

4 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、基本指針の改正やアレルギー疾患に関する状況の変化があった場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

第2章 アレルギー疾患対策の施策体系

県ではアレルギー疾患対策に係る施策の方向性を法に基づき3つの「施策の柱」に整理し、アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題への総合的な取組を推進していきます。

施策の柱

- I アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減
- II アレルギー疾患医療の均てん化の促進
- III アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

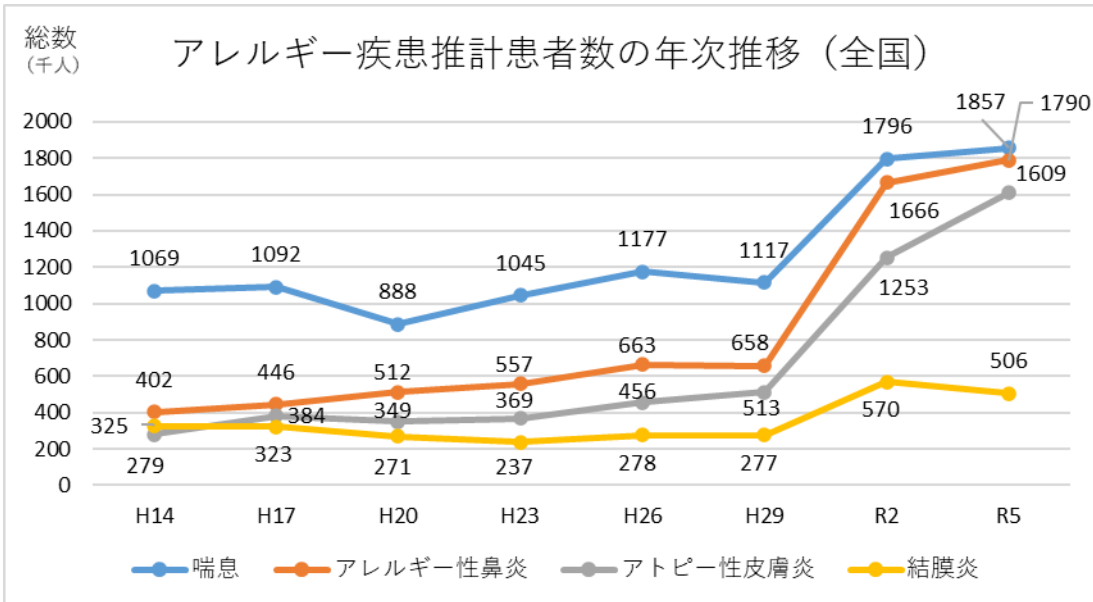
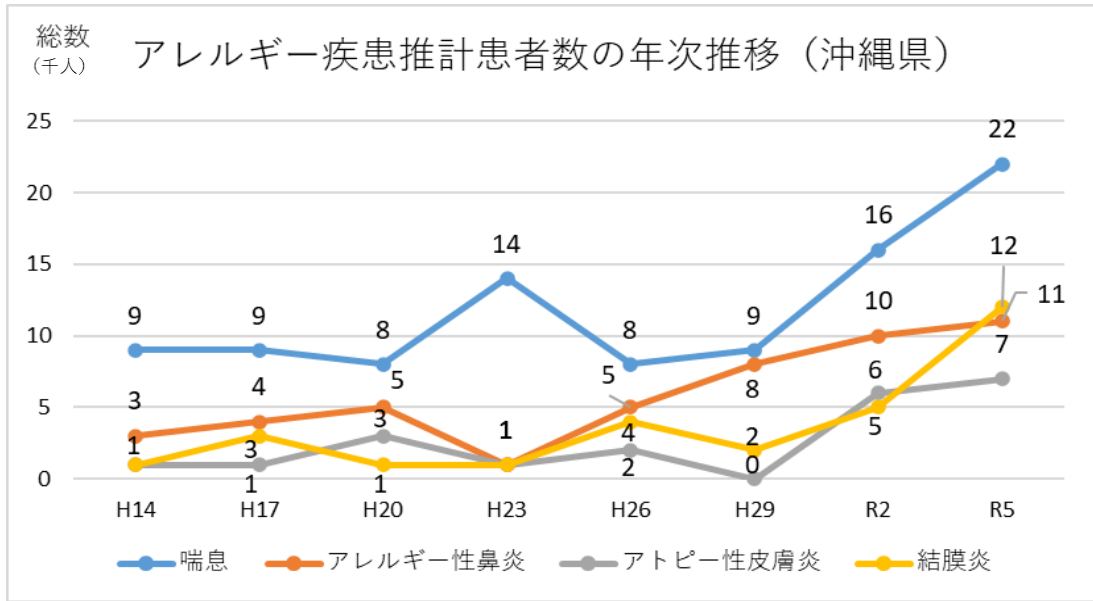
第3章 アレルギー疾患をめぐる現状と課題

1 沖縄県におけるアレルギー疾患患者状況

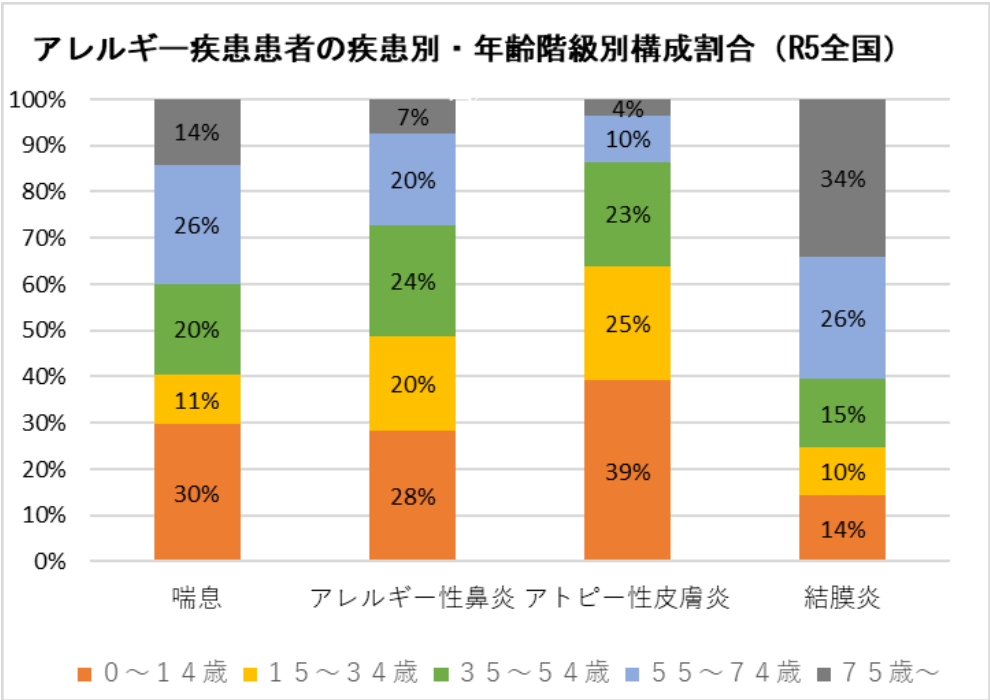
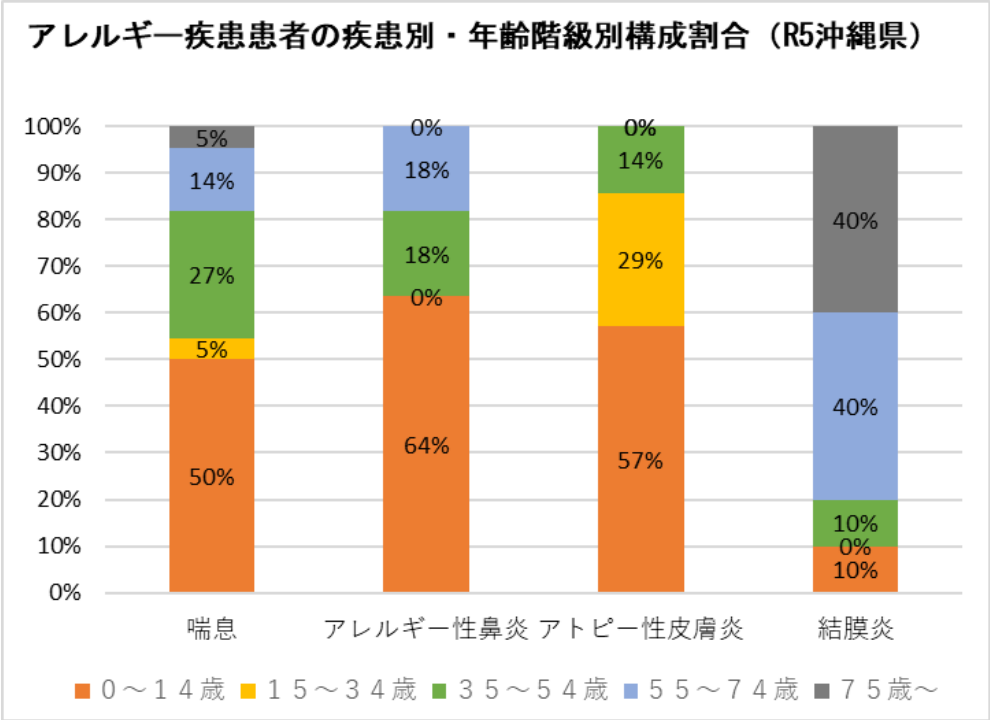
(1) 患者数の推移

医療機関を受診する患者数の内、本県ではすべての疾患において増加傾向にあります。

また疾患別・年齢別階級では全体として若年者に患者が多い状況です。

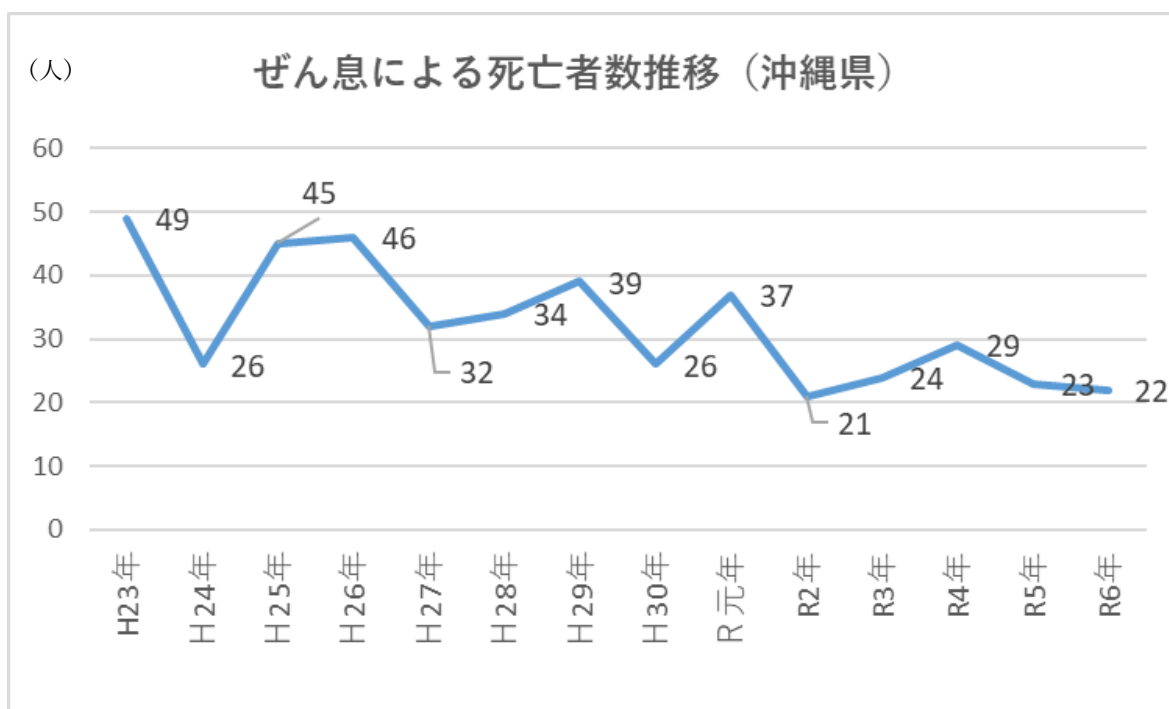


出典: 患者調査(厚生労働省)
 結膜炎: 非アレルギー性を含む。
 調査対象期間: 10月の3日間のうち医療施設ごとに定める1日

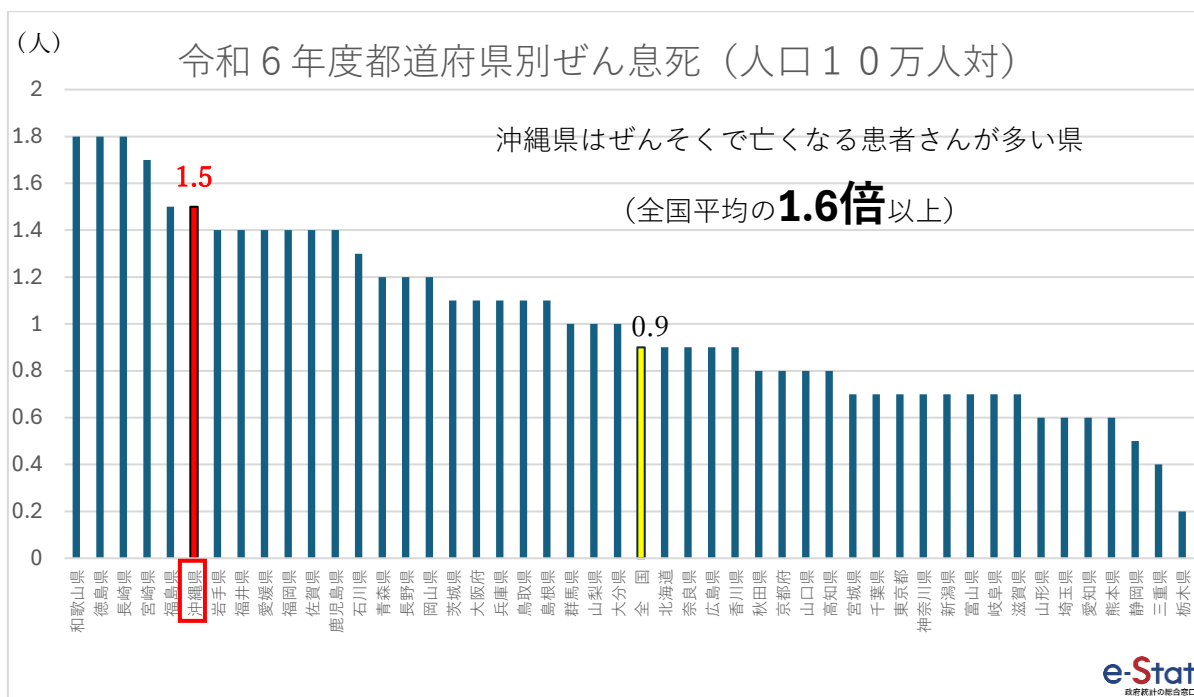


出典：患者調査（厚生労働省）
 結膜炎：非アレルギー性を含む。
 調査対象期間：10月の3日間のうち医療施設ごとに定める1日

県内のぜん息による死亡者数は減少傾向にあります。ぜん息死亡率は全国比(10万人対)で見ると、高い割合となっております。



出典: 沖縄県人口動態統計(確定数)の概況



出典: (厚生労働省)人口動態調査 死因(死因簡単分類)別にみた都道府県(特別区一指定都市再掲)別死亡率 (人口10万対)

(2) その他

アレルギー性鼻炎について、沖縄県は他県と比較し、スギ花粉の飛散がないため、スギ花粉をはじめとする花粉症の患者が少ない一方、ダニ、ハウスダストに対する通年性アレルギー性鼻炎の患者が多いことが特徴です。

また食物アレルギーについて、沖縄の伝統的な料理であるジーマーミ豆腐やくんぺんにはピーナッツ(落花生)が含まれています。それを知らずにピーナッツアレルギーを持つ方が食べて、重篤なアレルギー反応であるアナフィラキシー反応を起こし、救急搬送される事例もあります。

その他塩せんべいは、小麦粉を主原料としており、小麦アレルギーをお持ちの方は注意が必要です。

その他、県内の海岸に生息し、珍味として食されることもあるイソアワモチ(軟体動物)についても、アナフィラキシー反応を起こす事例があります。

ジーマーミ豆腐は ピーナッツ(落花生)アレルギーに注意!

ジーマーミ豆腐は、ピーナッツのしぼり汁を原材料として作られています。それを知らずにピーナッツ(落花生)アレルギーをもつ方が食べてアナフィラキシー反応を起こし救急搬送される事例が増えています。



飲食店などで各種定食の小鉢で付いている(イメージ)



ジーマーミ豆腐
ジーマーミ: 沖縄方言で落花生のこと。



イソアワモチ

室内塵ダニの除去

- ①床面の掃除がけは、吸引部をゆっくりと動かし、換気しながら1㎡当たり20秒以上の時間をかけ、週に2回以上行う。
- ②布団を天日干しや布団乾燥機で乾燥させる。週に1回以上、布団に掃除機をかけ、表と裏面両面から丁寧に吸い取る。
- ③シーツ類、カバー類、ベッドパッド類、毛布類はこまめに洗濯する。
- ④高密度繊維の防ダニシーツやカバーを使用する。
- ⑤じゅうたんやカーペットは敷かず、布製のソファはできる限り避ける。
- ⑥定期的に窓を開け換気し、部屋の湿度が60%以下を超えないようにする。除湿器なども活用する。
- ⑦フローリングなどのホコリのたまりやすい場所は、拭き掃除の後に掃除機をかける。
- ⑧ぬいぐるみ、カーテンなど水洗いできるものはこまめに洗濯する。
- ⑨エアコンのフィルターを定期的に清掃する。
- ⑩空気清浄機は浮遊しているアレルギーの除去には有効である。



出典:アレルギー性鼻炎ガイド2021年版

2 沖縄県のアレルギー診療を行う医療機関等の現状

(1) アレルギー診療を行う医療機関数

本県のアレルギー診療を行っている医療機関は病院が9機関、診療所が19機関で計28機関となっております。

医療機関の数は、主に中南部に集中しており、北部や離島圏域の医療機関が少ない状況です。

アレルギー症状がある場合、アレルギー診療を行っている医療機関のほか、地域の内科や耳鼻咽喉科、眼科、小児科などで診てもらうのが一般的です。

	北部	中部	南部	宮古	八重山
医療機関数	2	7	18	1	0
(内訳) 病院	2	3	3	1	0
診療所	0	4	15	0	0

出典：琉球大学病院アレルギーセンター調査結果(2025年10月時点)

(2) アレルギー専門医数

本県のアレルギー疾患医療に関するアレルギー専門医は小児科が最も多く、次いで内科、耳鼻咽喉科となっております。

人口10万人対で見ると、全国と比べ県内はアレルギー専門医が少ない状況です。

	全国	沖縄県	圏域別				
			北部	中部	南部	宮古	八重山
内科	2,002	4	—	2	2	—	—
小児科	1,672	18	—	5	13	—	—
耳鼻咽喉科	414	4	—	2	2	—	—
皮膚科	450	2	—	2	—	—	—
眼科	23	0	—	—	—	—	—
その他	26	0	—	—	—	—	—
計(延)	4,587	28	—	11	17	—	—
10万人対	3.8	1.9					

出典：一般社団法人日本アレルギー学会ホームページ(令和6年11月1日)

アレルギー専門医：アレルギー学に強い関心と専門知識を持ち、アレルギー臨床経験と実績があり、高い水準でアレルギー疾患の診療を行う能力のある医師として、日本アレルギー学会が認定。

3 アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題

(1)アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

①アレルギー疾患を有する者やその家族等への適切な情報提供

アレルギー疾患は有病率が高く、日常生活において何らかの影響を受けている方が多い一方で、生活環境に関わる多様で複合的な要因が発症や重症化に関わっています。

発症や重症化を予防するためには、疾患の管理、生活環境の管理、アナフィラキシーショックのように突然症状が増悪する場合の緊急時の対応等について、正しく理解し、適切な自己管理を継続的に実践することが大切です。

このような中で、インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の軽減に関する情報はあふれており、適切な情報を選択することが難しくなっています。

適切な医療につながらない場合や、安易な医療中断により重症化を招く恐れも考えられます。

こうしたことから、アレルギー疾患を有する者やその家族、妊婦や乳幼児の保護者、アレルギー疾患を有する者を支援する関係機関の職員等が、アレルゲンの除去や回避、アレルゲン免疫療法を含めた発症及び重症化予防、症状の軽減方法等、科学的根拠に基づいた正しい知識を入手できる環境を整えていくことが必要です。

②生活環境の改善

アレルギー疾患の発症や重症化を予防し、症状を軽減するためには、アレルゲンに曝露しないことが有効とされています。

アレルゲンには、卵・牛乳、小麦等の食品をはじめ、住まいのダニやほこり、自然の中のスギ、ヒノキ等の花粉、大気中の原因物質等など、生活環境の中には様々な因子が存在します。

また、たばこの煙は気管支ぜん息の発症や結膜炎の悪化に影響することがあります。

その他、肥満は喘息の発症リスクを高め、症状を悪化させる要因となることが指摘されています。

重症化の予防や症状の軽減のためには、患者を取り巻く生活環境の改善を図ること、また、患者自身がアレルゲンや増悪因子を軽減、回避することが重要です。

(2)アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

①アレルギー疾患に係る医療提供体制の整備

アレルギー疾患は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等の多岐にわたることから、多くの患者を診療している地域のかかりつけ医に対し、ア

アレルギー疾患の標準的治療に関する情報を常に提供できる環境を整備する必要があります。

また、必ずしも患者の身近な存在であるかかりつけ医が専門医ではない可能性も十分にあり、患者が居住する地域に関わらず、アレルギーの症状に応じた適切な医療が受けられるようになるために、二次医療圏ごとにアレルギー診療可能病院や専門医等とのスムーズな診療連携が求められています。

診断が困難なものや、標準的治療では病態が安定しない重症なものや難治性のものについては、アレルギー疾患における医療の拠点である沖縄県アレルギー疾患医療拠点病院を中心に、患者が適切な医療を受けられるよう、医療機関の連携体制を充実させる必要もあります。

②医療機関等に関する情報の提供

アレルギー疾患の中には、診断が困難な場合や、標準的な治療では病態が安定しない重症で難治性のものもあるため、専門的な医療を提供する医療機関に関する情報を患者やその家族へ提供する必要があります。

③アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者の人材育成

患者やその家族が、居住する地域に関わらず、アレルギーの症状に応じた適切な医療を受けられるためには、身近にアレルギー疾患の専門的な知識と技能を有する医師や薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士等による適切な医療や相談支援が必要です。

本県はアレルギー専門医が少ないため、かかりつけ医をはじめとする医療従事者のアレルギー疾患の医療に関する知識と技能の向上を図る必要があります。

(3)アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

①アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成

アレルギー疾患は、急激な症状の悪化を繰り返すものや、発症する部位も呼吸器、皮膚、眼など様々であるため、緊急時の適切な対処や個々の症状に応じたきめ細かな対応が必要です。

また、症状の悪化や治療のための通院や入院により、休園、休学、休職等を余儀なくされるため、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。

このため、アレルギー疾患を有する者やその家族に対応する機会が多い保健師、管理栄養士等の資質向上を図ることが重要です。

②アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制づくり

アレルギー疾患の発症予防や生活の質を維持するためには、学校や保育施設等において、アレルギー疾患を有する者やその家族を支援する関係者がアレルギー疾患について正しく理解し、適切な支援を提供できる体制づくりが必要です。

特に、学校や施設等でアナフィラキシーショックなどを引き起こした場合の緊急対応は非常に重要であるため、学校等の関係者は日頃からアレルギー疾患を有する者や家族、施設、医療機関等と連携を図り、体制を整備しておく必要が

あります。

③アレルギー疾患を有する者への周囲の理解

アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーなど、突然症状が増悪する例もあります。

沖縄県では、沖縄料理であるジーマーミ豆腐(アレルゲン:落花生)や、加工もずく(カニ・エビ由来の抽出物が混入することもあります。)、南国フルーツであるマンゴーやパイナップルもアレルゲンになりうるため、観光客等に注意が必要な食材もいくつか見られます。

アレルギー疾患を有する者が、安心して暮らしていくためには、周囲の関係者がアレルギー疾患の理解を深め、適切に支援していく必要があります。患者やその家族の生活の質の維持向上には、患者が日常生活で接する関係者の理解と相談支援が不可欠です。

④災害への備え

災害時には、避難生活を余儀なくされ、生活環境等の著しい変化により、適切に自己管理を行うことができなくなり、症状が悪化することが懸念されます。

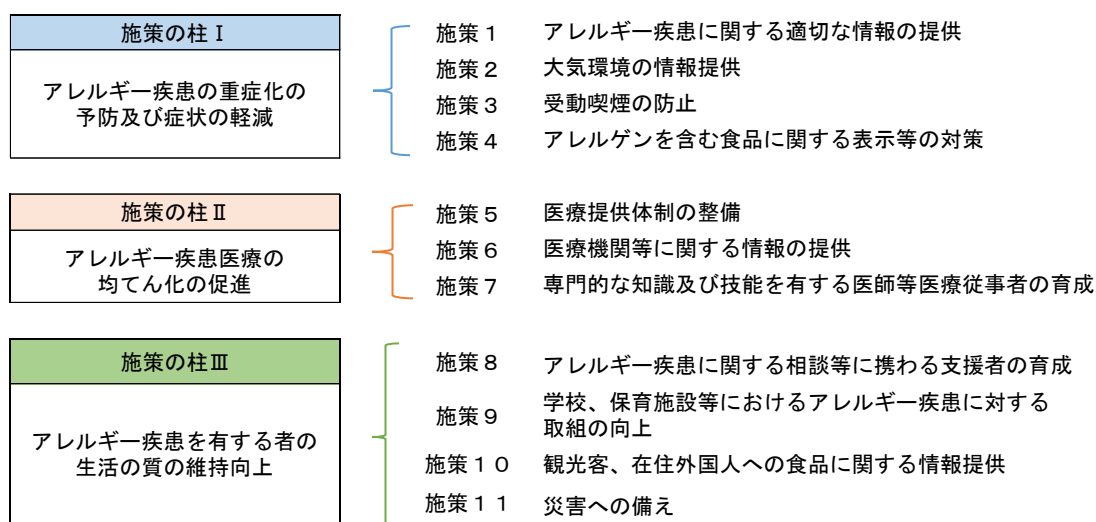
患者やその家族は日頃から非常時を想定して、家庭で使用する薬剤や食品などの備蓄等の備えが必要です。

また、被災時に食事による健康被害を防ぐために、アレルギー疾患に配慮した食料の備蓄等も必要です。

第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開

1 施策の体系

沖縄県では、アレルギー疾患をめぐる現状、課題を踏まえ、総合的なアレルギー疾患施策を展開し、県民の健康の増進を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。



施策の柱Ⅰ アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減

県民がアレルギー疾患に関する正しい情報に基づいて、適切な自己管理や生活環境の増悪因子の回避等に取り組み、発症・重症化の予防や症状の軽減につなげられるよう、最新の知見を踏まえた情報を提供するなど、普及啓発を充実していきます。

①アレルギー疾患を有する者やその家族等への適切な情報提供

施策1: アレルギー疾患に関する適切な情報の提供

【地域保健課・拠点病院】

- ・県民がアレルギー疾患に関する正しい情報を、いつでも取得できるよう、適切な情報を一元化し、拠点病院や県ホームページで発信します。
- ・アレルギー疾患を有する者やその家族の悩みや不安に対応するため、拠点病院において、専門の医師等が、アレルギー全般に関する相談等に対応していきます。
- ・アレルギー疾患に関する適切な情報を提供するため、アレルギー疾患を有する者やその家族、地域住民等を対象に研修会を開催します。
- ・県内のアレルギー疾患を診察する診療科を標榜する医療機関の情報をまとめ掲載します。

②生活環境の改善

施策2： 大気環境の情報提供

【環境保全課】

- ・大気汚染物質(PM2.5等)の大気汚染物質を常時監視測定し、県ホームページにおいて情報提供します。
- ・各測定局の測定データは環境省の大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)にて公表します。



施策3： 受動喫煙の防止

【健康長寿課】

- ・健康増進法に基づく相談・指導等の実施のほか、飲食店を対象としたリーフレットの配布等により、望まない受動喫煙を防ぐための環境づくりを促進します。
- ・小規模飲食店での禁煙・受動喫煙の状況調査を実施します。
- ・家庭内の喫煙についても受動喫煙が生じないように配慮を求めるなど、望まない受動喫煙を防止するため、県ホームページや SNS を活用した普及啓発を図ります。
- ・パネル展を開催し、受動喫煙の健康被害を周知するとともに、「最初の一本を吸わせない」為に、県内の中学生、高校生へのリーフレットの配布等を行います。

令和2年4月から飲食店は「原則屋内禁煙」です。

望まない受動喫煙を防止する目的で、健康増進法が改正され、多くの方が利用する全ての施設は、令和2年4月から原則屋内禁煙です。
飲食店も原則屋内禁煙ですので、受動喫煙対策の推進にご協力をお願いします。

原則は 屋内禁煙!! 店内で喫煙させる場合は、喫煙室の設置が必要です。

喫煙室の種類	① 喫煙専用室	② 加熱式タバコ専用喫煙室	③ 喫煙可能室	④ 喫煙目的室
要件等	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙のみ可能 	<ul style="list-style-type: none"> 加熱式タバコのみ喫煙可能 加熱式タバコ、アイコス、グロー、ブルームテック等 	<ul style="list-style-type: none"> 12009年4月1日までに営業許可を受け、いずれかに該当 ア 個人経営 イ 資本金(出資)の総額500万円以下(下記の一客室面積確保以下(約30坪以下)) 	<ul style="list-style-type: none"> たばこ小売販売業の新可又は出願販売の許可を得てタバコの対面販売をしている 設置を設けて飲食をさせる営業(主食用を除く)を行うもの。

※喫煙室の設置が必要! →業種記入欄参照、要確認

施策4： アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策

【薬務生活衛生課】

- ・食品関連事業者等に対する監視時及び食品収去検査時において、食品表示の確認を行います。
- ・県産食材や県内で提供される郷土料理等でアレルゲンを含むもの(ジーマーミ豆腐、くんぺん(落花生)等)の注意喚起を行います。
- ・食品関連事業者等や表示を行う業者を対象に、食品表示法等に関する講習会を開催し、適正な表示制度の普及啓発を図ります。

特定原材料9品目



表示の義務があるもの(特定原材料9品目)
2025年度改正予定(カシューナッツ追加)

施策の柱Ⅱ アレルギー疾患医療の均てん化の促進

県民がアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の質の向上と医療機関の連携体制の構築、医療機関に関する情報提供の充実等に取り組んでいきます。

①アレルギー疾患に係る医療提供体制の整備

施策5: 医療提供体制の整備

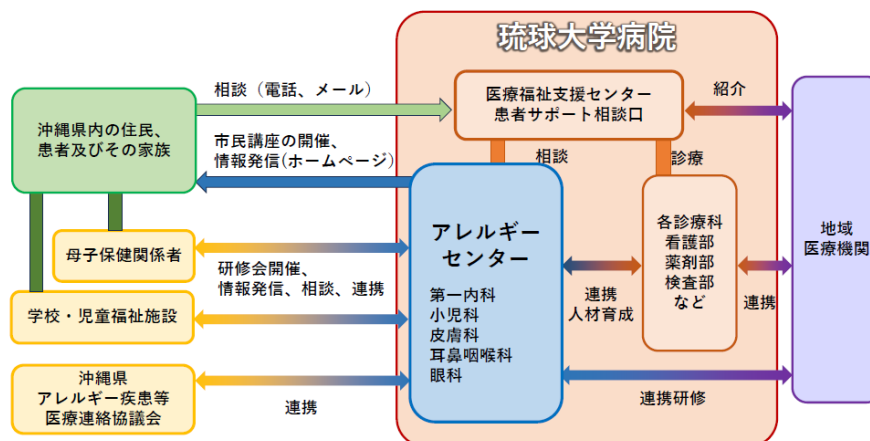
【地域保健課・拠点病院】

- ・診断が困難な例や、標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患の患者が円滑に専門的な医療を受けられるよう、「沖縄県アレルギー疾患医療拠点病院」である、琉球大学病院を中心に地域の医療機関との連携を強化していきます。

<沖縄県アレルギー疾患医療拠点病院>

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理を行うとともに、県内においてアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的役割を担いアレルギー疾患に関する情報提供、人材育成を行う病院。

アレルギー疾患診療における琉球大学病院アレルギーセンターの役割のイメージ



②医療機関等に関する情報の提供

施策6: 医療機関等に関する情報の提供

【地域保健課・拠点病院】

- ・県民が症状に応じた適切な医療機関を選び受診できるように、県内のアレルギー疾患を診察する診療科を標榜する医療機関の情報をまとめ掲載します。

③アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者の人材育成

施策7: 専門的な知識及び技能を有する医師等医療従事者の育成

【地域保健課・拠点病院】

- ・アレルギー疾患医療に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、その他医療従事者の知識や技能の向上に資する研修を、拠点病院と連携して推進していきます。

施策の柱Ⅲ 患者やその家族の生活の質の維持向上

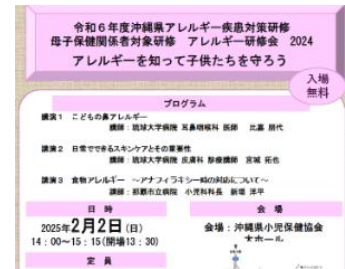
アレルギー疾患を有する者、家族が、安心して生活を送ることができるように、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、施設等の職員への研修や情報提供等を行っていきます。

①アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成

施策8: アレルギー疾患に関する相談等に携わる支援者の育成

【地域保健課・拠点病院】

- ・日頃アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い、保健師、管理栄養士等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、拠点病院と連携して研修会の開催等を行っていきます。
- ・国のアレルギー疾患に関する研修、動画の情報を県ホームページにて共有します。



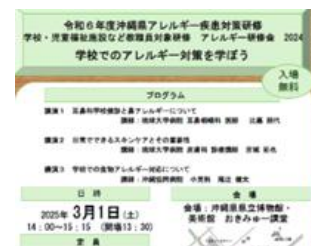
母子保健従事者向け研修

②アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制づくり

施策9: 学校、保育施設等におけるアレルギー疾患に対する取組の向上

【保健体育課・健康長寿課・地域保健課・拠点病院】

- ・養護教諭研修会における「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」を周知します。
- ・栄養教諭・学校栄養職員等の学校給食指導者及び市町村学校給食担当者を対象とした各研修会において「学校における食物アレルギー対応の手引」を周知します。
- ・(公財)沖縄県学校給食会が設置する「学校給食の安全に関する相談窓口」を周知します。
- ・特定給食施設等従事者研修会を開催します。
- ・特定給食施設等巡回指導を実施し、食物アレルギー対応マニュアルの作成を推進します。
- ・日常的に患者へ接している学校、保育施設等の職員に対して研修会を実施します。



学校関係者向け研修会

③アレルギー疾患を有する者への周囲の理解促進

施策 10: 観光客、在住外国人への食品に関する情報提供

【観光振興課・交流振興課】

- ・食品担当部署と連携し食品アレルギー物質や食中毒防止の情報やリーフレット等の提供を受け観光客へ周知していきます。
- ・在住外国人へ食品の安全安心に関する知識の普及啓発のため、食品担当部署や関係団体等と連携し、情報を発信していきます。

④災害への備え

施策 11: 災害に備えた体制の整備

【生活安全安心課・地域保健課】

- ・災害用備蓄物資(食物アレルギー特定原材料不使用の保存用レトルト食品)の購入を行います。
- ・パンフレットやアレルギー疾患名、緊急時の対応等も記入する「そなえるブック」など災害時に役立つ情報提供及び普及啓発に取り組みます。



そなえるブック（食物アレルギー用）

第5章 計画を推進するための体制

1 計画の推進体制

沖縄県アレルギー疾患医療連絡協議会を定期的開催し、庁内関係部局との連携、調整を図りながら、適切な方法で継続的に現状を把握するしくみや地域の特性に応じた施策について検討、協議、評価を行います。

2 関係機関等との連携や協力

多方面からの取組により、より効果的に計画を推進していくために、沖縄県アレルギー疾患医療拠点病院をはじめ、医師会、薬剤師会、栄養士会、保育団体、患者会等の関係団体との連携・協働を図ります。

<参考>

1 対象とするアレルギー疾患

アレルギー疾患対策基本法

(定義)第二条

この法律において「アレルギー疾患」とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であつて政令で定めるものをいう。

2 アレルギー疾患の特徴

アレルギー疾患は、気管支ぜん息 やアトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎等、疾患の種類や病態が多様な慢性疾患で、症状の悪化と改善を繰り返すことが多く、治療等により一旦は症状が改善し安定した状態が続いた後であっても、抑えられていた症状が再び悪化することがあります。

また、卵や牛乳、小麦などの食品、ダニ・ハウスダスト、たばこの煙、スギ・ヒノキ等の花粉、大気汚染の原因物質等、生活環境中に広く存在する様々な因子で症状が誘発されます。

これらのアレルゲンや増悪因子が引き金となって、急激な重症化やぜん息発作、アナフィラキシーショック等を引き起こすこともあります。

このように、アレルギー疾患は、生活の質(以下「QOL」という。)に影響を及ぼす場合が多い疾患です。

ロジックモデル：アレルギー疾患

具体的な施策（アウトプット）	
施策1	アレルギー疾患に関する適切な情報の提供
施策2	大気環境の情報提供
施策3	受動喫煙の防止
施策4	アレルギーを含む食品に関する表示等の対策

施策5	医療提供体制の整備
施策6	医療機関等に関する情報の提供
施策7	専門的な知識及び技能を有する医師等医療従事者の育成

施策8	アレルギー疾患に関する相談等に携わる支援者の育成
施策9	学校、保育施設等におけるアレルギー疾患に対する取組の向上
施策10	観光客、在住外国人への食品に関する情報提供
施策11	災害に備えた体制の整備

取組の方向性（中間アウトカム）

参考指標	基準年実績値	目標
アレルギー疾患の重症化の予防及び症状を軽減することができる。		
アレルギー性鼻炎治療法治療患者数 (NDB「医学管理等 患者数」調べ)	R5年度 2,146件	現状より増
喘息治療管理料2の患者数(重症喘息患者の把握) (NDB「医学管理等 患者数」調べ)	R5年度 161件	現状より増

参考指標	基準年実績値	目標
県内アレルギー診療可能医療機関数 (拠点病院調べ)	R7年度 28機関	現状より増
成人食物アレルギー診療医療機関数 (食物アレルギー研究会調べ)	R7 7機関	現状より増
アレルギー専門医数 (日本アレルギー学会調べ)	R6年度(全体) 1.9/10万人対	3.8 /10万人対 (全国値)
	(診療科別)	
	内科	4人
	小児科	1人
	耳鼻咽喉科	18人
	皮膚科	4人
	眼科	2人
	眼科	0人
拠点病院と地域医療機関の紹介および逆紹介数 (拠点病院調べ)	紹介〇件 逆紹介〇件	
拠点病院における成人食物アレルギー患者の受診前診断率 (拠点病院調べ)	R6年度 18.2%	現状より増

参考指標	基準年実績値	目標
アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上		
学校管理下における誤食によるアナフィラキシーショックの発生件数 (県教育庁調べ)	— 今後調査予定	0

目指す姿（アウトカム）

参考指標	基準年実績値	目標
県民（来訪者を含む）の生活の質の向上		
喘息死亡率 (人口動態調査調べ)	R6年度 1.5/10万人対	0.9/10万人対 (全国比)
アナフィラキシーショックによる死亡数 (厚生労働省 人口動態統計調べ)	2024年 0件	現状維持
(仮)食物アレルギーに悩む人の割合		現状より減

【代表的なアレルギー疾患】

気管支ぜん息	気道に慢性のアレルギー性の炎症が生じて、さまざまな原因で気道が狭くなり呼吸が苦しくなる病気です。抗炎症治療をしないでそのままにしておくと、炎症のために何度もぜん息症状（発作）が起きてしまいます。
アトピー性皮膚炎	皮膚が赤くなってブツブツができたり、カサカサと乾燥して皮膚がむけたり、かさぶたができたりする場合があります。強いかゆみを伴う皮疹が生じて、バリア機能が低下して普通なら感じないような刺激でかゆみが強くなって掻いてしまい、さらに皮疹を悪化させるという悪循環をたどることが多くなります。
アレルギー性鼻炎	アレルギー性鼻炎は、ダニやホコリなどが原因で1年を通して鼻炎症状が認められる「通年性アレルギー性鼻炎」と、スギやヒノキの花粉などが原因で、花粉の飛散時期だけに鼻炎症状が認められる「季節性アレルギー性鼻炎(花粉症)」に分けられ、くしゃみ、透明な水様性の鼻水、鼻づまりが特徴です。
アレルギー性結膜炎	結膜に生じるさまざまなアレルギー性疾患の総称です。目のかゆみ・充血・流涙などの症状があらわれます。主な症状は目のかゆみで、掻けば掻くほどかゆくなります。掻くことで角膜に影響を及ぼして視力が低下する場合がありますし、アトピー性角結膜炎は長期間掻くことで水晶体や網膜を傷つけてしまいます。
花粉症	アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎の中でもスギやヒノキなどの春の花粉が原因によるものが多く、主にくしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみ、充血などが生じます。
食物アレルギー	ある特定の食べ物を食べたり触れたりした後に、異物と認識された食べ物成分に対してのみアレルギー反応が生じます。皮膚、呼吸器、消化器などさまざまな臓器にあらわれます。およそ90%に皮膚症状、およそ30%に呼吸器症状や粘膜症状が認められます。

アレルギーポータルサイトより抜粋